

富山県避難計画要綱改定案 新旧対照表

旧	新	備考
富山県避難計画要綱  <b>改 定 案</b>  平成 <u>26</u> 年 5 月 富 山 県	富山県避難計画要綱  <b>改 定 案</b>  平成 <u>27</u> 年 月 富 山 県	凡例 <u>下線</u> 改定箇所

新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第1章 目的及び基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2章 避難等の対象及び避難先</b> (略)</p> <p><b>第3章 避難等防護措置の実施</b></p> <p>1. 防護措置の概要 (1)～(2) (略) (3) 安定ヨウ素剤の予防服用 大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなるなど、これを体内に取り込む可能性がある場合、<u>屋内退避や避難等</u>の実施とあわせて安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を抑制する防護措置。</p> <p>2. 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム (1) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置（放射性物質放出前） (略) ①～② (略) ③全面緊急事態における防護措置 ア～ウ (略) エ UPZ 圏外の措置 (略)</p> <p><u>※ 30km 圏外の市町村における屋内退避の実施の判断については、今後、国が原子力災害対策指針において規定するブルームの影響を考</u></p>	<p><b>第1章 目的及び基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2章 避難等の対象及び避難先</b> (略)</p> <p><b>第3章 避難等防護措置の実施</b></p> <p>1. 防護措置の概要 (1)～(2) (略) (3) 安定ヨウ素剤の予防服用 大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなるなど、これを体内に取り込む可能性がある場合、<u>避難や一時移転等</u>の実施とあわせて安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を抑制する防護措置。</p> <p>2. 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム (1) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置（放射性物質放出前） (略) ①～② (略) ③全面緊急事態における防護措置 ア～ウ (略) エ UPZ 圏外の措置 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	指針の改正に伴う修正  同上

旧	新	備考
<u>慮したPPAの導入の結果を踏まえ、県防災会議等で検討する。</u>  <u>(追加)</u>	<p><u>④原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合</u></p> <p><u>ア 国は、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、U P Z 圈外においては必要に応じて、県に対して、当該地域の住民に係る屋内退避の実施を指示する。</u></p> <p><u>イ 県は、国から指示を受けた場合には、該当する市町村に対し、当該地域の住民の屋内退避を実施するよう指示する。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、県から指示を受けた場合には、当該地域の住民に対し、屋内退避を実施するよう指示する。</u></p>	指針の改正に伴う修正
(2) 放射性物質放出後の防護措置  (略)	(2) 放射性物質放出後の防護措置  (略)	

旧	新	備考
<p>《O I Lに応じた住民の防護措置のフロー》</p> <p>施設外への放射性物質放出 放射性物質の放出後の経過</p> <p>数時間以内 1日以内 数日以内 1週間以内 1ヶ月以内</p> <p>屋内退避</p> <p>OIL 1超 500 μSv/h 避難</p> <p>OIL 2超 20 μSv/h 安定ヨウ素剤：服用指示に基づき、適宜服用</p> <p>一時移転</p> <p>体表面汚染のスクリーニング</p> <p>OIL4超 40,000cpm 除染</p> <p>体表面汚染のクリーニング</p> <p>OIL4超 40,000cpm 除染</p> <p>(追加)</p> <p>①～② (略)</p>	<p>《O I Lに応じた住民の防護措置のフロー》</p> <p>施設外への放射性物質放出 放射性物質の放出後の経過</p> <p>数時間以内 1日以内 数日以内 1週間以内 1ヶ月以内</p> <p>屋内退避</p> <p>OIL 1超 500 μSv/h 避難</p> <p>OIL 2超 20 μSv/h 安定ヨウ素剤：服用指示に基づき、適宜服用</p> <p>一時移転</p> <p>体表面汚染のスクリーニング</p> <p>OIL4超 40,000cpm 除染</p> <p>体表面汚染のクリーニング</p> <p>OIL4超 40,000cpm 除染</p> <p>※U P Z外について、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施</p> <p>① ② (略)</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧				新				備考																	
<○ I L：運用上の介入レベルについて>																									
<p>○ I Lとは、放射性物質の放出後、計測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th>初期設定値<sup>※1</sup></th><th>防護措置の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時防護措置</td><td>○ I L1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td></tr> <tr> <td>○ I L4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td>β線：40,000 cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm<sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">長期防護措置</td><td>○ I L2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td>20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。</td></tr> </tbody> </table>							基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急時防護措置	○ I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	○ I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	長期防護措置	○ I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。			
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																						
緊急時防護措置	○ I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																						
	○ I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。																					
長期防護措置	○ I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。																						
					<p>&lt;○ I L：運用上の介入レベルについて&gt;</p> <p>○ I Lとは、放射性物質の放出後、計測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th>初期設定値<sup>※1</sup></th><th>防護措置の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時防護措置</td><td>○ I L1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td>500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置が必要であると判断する。</td></tr> <tr> <td>○ I L4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td>β線：40,000 cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm<sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">長期防護措置</td><td>○ I L2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td>20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</td></tr> </tbody> </table>					基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急時防護措置	○ I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置が必要であると判断する。	○ I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	長期防護措置	○ I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																						
緊急時防護措置	○ I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 数時間内を 目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置が必要であると判断する。																						
	○ I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。																					
長期防護措置	○ I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> ) 1 日内を 目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。																						

### 3. 避難等に係る連絡体制

- (1) 県の体制  
(略)

### 3. 避難等に係る連絡体制

- (1) 県の体制  
(略)

旧	新	備考
<p><b>【災害時における通信連絡系統図（県地域防災計画より）】</b></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>第4章 住民の避難体制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難の流れ (略)</li> <li>2. 避難先等の確保、周知 (略)</li> <li>3. 避難手段及び避難ルート等</li> </ol>	<p><b>【災害時における通信連絡系統図（県地域防災計画より）】</b></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>第4章 住民の避難体制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難の流れ (略)</li> <li>2. 避難先等の確保、周知 (略)</li> <li>3. 避難手段及び避難ルート等</li> </ol>	<p>氷見市における課室間の事務移管に伴う修正</p> <p>富山地方気象台における課廃止に伴う修正</p>

旧	新	備考
(略)	(略)	
<b>4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備</b>	<b>4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備</b>	
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
(5) 平成26年2月に実施したSPEEDIによる放射性物質拡散シミュレーションにおいて、UPZ圏外についても、安定ヨウ素剤の服用が必要な地域が計測されたことから、UPZ圏外の安定ヨウ素剤の備蓄について、必要な措置を検討するものとする。	(5) 平成26年2月に実施したSPEEDIによる放射性物質拡散シミュレーションにおいて、UPZ圏外についても、安定ヨウ素剤の服用が必要な地域が計測されたことから、UPZ圏外の安定ヨウ素剤の備蓄について、必要な措置を検討するものとする。 <u>(削除)</u>	
<u>※ 30km圏外の市町村における安定ヨウ素剤の備蓄及び服用の判断については、今後、国が原子力災害対策指針において規定するブルームの影響を考慮したPPAの導入の結果等を踏まえ、県防災会議等で検討する。</u>		指針の改正に伴う修正
<b>4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備</b>	<b>4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備</b>	
(略)	(略)	
<b>5. スクリーニング体制の整備</b>	<b>5. スクリーニング体制の整備</b>	
(略)	(略)	
<b>第5章 要配慮者の避難体制</b>	<b>第5章 要配慮者の避難体制</b>	
(略)	(略)	
<b>第6章 住民避難の支援体制等</b>	<b>第6章 住民避難の支援体制等</b>	
<b>1. 避難所及び救護所の開設、運営等</b>	<b>1. 避難所及び救護所の開設、運営等</b>	
(略)	(略)	
<b>2. 福祉避難所の開設、運営等</b>	<b>2. 福祉避難所の開設、運営等</b>	
(略)	(略)	
<b>3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項</b>	<b>3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項</b>	
(略)	(略)	

旧	新	備考								
(参考) 北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた緊急時活動レベル（E A L）	(参考) 北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた緊急時活動レベル（E A L）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態を判断するE A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>④ 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が</p> </td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要	<p>① 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>④ 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が</p>	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態を判断するE A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ</u> 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p><u>2. 原子炉冷却材の漏えい</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p><u>3. 原子炉給水機能の喪失</u> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p><u>4. 原子炉除熱機能の一部喪失</u> 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能</p> </td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要	<p><u>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ</u> 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p><u>2. 原子炉冷却材の漏えい</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p><u>3. 原子炉給水機能の喪失</u> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p><u>4. 原子炉除熱機能の一部喪失</u> 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能</p>	(略)	事業者防災業務計画の修正に伴う修正
警戒事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要									
<p>① 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>④ 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が</p>	(略)									
警戒事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要									
<p><u>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ</u> 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p><u>2. 原子炉冷却材の漏えい</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p><u>3. 原子炉給水機能の喪失</u> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p><u>4. 原子炉除熱機能の一部喪失</u> 原子炉の運転中に为復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能</p>	(略)									

旧	新	備考
<p>喪失した場合。</p> <hr/> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <hr/> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <hr/> <p>⑦使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <hr/> <p>⑧中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <hr/> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <hr/>	<p>の一部が喪失した場合。</p> <p><u>5. 全交流電源喪失のおそれ</u></p> <p>— 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p><u>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</u></p> <p>— 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p><u>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</u></p> <p>— 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p><u>8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</u></p> <p>— 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p><u>9. 所内外通信連絡機能の一部喪失</u></p> <p>— 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <p><u>10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</u></p>	

旧	新	備考
<p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <hr/> <p>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <hr/> <p>⑫発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬石川県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>— 重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p><u>11. 単一障壁の喪失または喪失可能性</u></p> <p>— 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p><u>12. その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・石川県において、大津波警報が発令された場合。</li> <li>・オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	

旧		新	備考
施設敷地緊急事態を判断するE A L		施設敷地緊急事態を判断するE A L	
	緊急事態区分における措置の概要		緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界<u>での放射線量</u>_____            (略)</p> <p>2. 通常放出部分での____放射性物質の放出            (略)</p> <p>3. 火災爆発等による_____放射線_____            又は放射性物質の放出            (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象            (略)</p> <p>①_____冷却材の漏えい_____            _____            (略)</p> <p>②_____給水機能の喪失_____            (略)</p> <p>③原子炉格納容器機能の異常_____            (略)</p>	(略)	<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇            (略)</p> <p>2. 通常放出経路での<u>気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出</u>            (略)</p> <p>3. 火災爆発等による<u>管理区域外での放射線の放出</u>又は放射性物質の放出            (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象            (略)</p> <p>①<u>原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</u>            (略)</p> <p>②<u>原子炉注水機能喪失のおそれ</u>            (略)</p> <p>③<u>格納容器健全性喪失のおそれ</u>            (略)</p>	

旧	新	備考
<p>④ (略)</p> <p>④ <u>交流電源喪失</u> _____ (略)</p> <p>⑥直流電源喪失 (略)</p> <p>⑦停止中の原子炉に関する異常 (略)</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵プールに関する異常 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑨中央制御室に関する異常 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑩事業所内通信設備又は外部への通信設備 (略)</p> <p>⑪火災又は溢水の発生</p>	<p>④ (略)</p> <p>⑤全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉の場合 は5分以上喪失) (略)</p> <p>⑥直流電源の部分喪失 (略)</p> <p>⑦停止中の原子炉冷却機能の喪失 (略)</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑨原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑩所内外通信連絡機能の全て喪失 (略)</p> <p>⑪火災・溢水による安全機能の一部喪失</p>	

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>⑫原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>(略)</p> <p>⑬_____障壁の喪失_____</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑭外的な事象による原子力施設への影響</p> <p>—</p> <p>(略)</p> <p>⑮_____原子炉外_____臨界_____</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>⑫原子炉格納容器圧力逃し装置の使用</p> <p>(略)</p> <p>⑬<u>2つの障壁の喪失または喪失可能性</u></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑭<u>防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生</u></p> <p>(略)</p> <p>⑮<u>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</u></p> <p>(略)</p>	

旧		新	備考
全面緊急事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するE A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界での放射線量_____ (略)</p> <p>2. 通常放出部_____での放射性物質の放出 _____ (略)</p> <p>3. 火災爆発等による放射線又は放射性物質の放出_____ _____ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 (略)</p> <p>①原子炉停止機能の異常 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>②冷却材の漏えい_____</p>	<p>(略)</p>	<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (略)</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 (略)</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線_____の異常放出又は放射性物質の異常放出 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 (略)</p> <p>①原子炉停止の失敗または定期確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>②原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p>	

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>③給水機能の喪失</p> <p>(略)</p> <p>④原子炉格納容器機能の異常</p> <p>(略)</p> <p>⑤残留熱除去機能喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑥交流電源喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑦直流電源喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑧(略)</p> <p>⑨停止中の原子炉に関する異常</p> <p>(略)</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵プールに関する異常</p> <p>—</p> <p>　　使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑪中央制御室に関する異常</p> <p>　　中央制御室が使用できなくなることによ</p>	<p>(略)</p> <p>③原子炉注水機能の喪失</p> <p>(略)</p> <p>④格納容器圧力の異常上昇</p> <p>(略)</p> <p>⑤残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑥全交流電源の1時間以上喪失(旧基準炉の場合は30分以上喪失)</p> <p>(略)</p> <p>⑦全直流電源の5分以上喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑧(略)</p> <p>⑨停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>(略)</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>　　使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑪原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>　　中央制御室が使用できなくなることによ</p>	

旧		新	備考
<p>り、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>⑫_____障壁の喪失_____ _____ (略)</p> <p>⑬外的な事象による原子力施設への影響 (略)</p> <p>⑭_____原子炉外_____臨界_____ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(略)</p>		<p>り、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>⑫<u>2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性</u> (略)</p> <p>⑬<u>住民の避難を開始する必要がある事象発生</u> (略)</p> <p>⑭<u>施設内（原子炉外）での臨界事故</u> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。_____ _____ _____</p> <p>(略)</p>	